

立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針

平成 13 年 4 月 26 日 教育委員会決定

1 採択に向けた基本方針

市立小学校で使用する教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く。）の採択（以下「教科書採択」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則等の関係法令に拠り行う。

2 採択の実施

教育委員会は、以下の場合において、教科書採択を行う。

- （1）学習指導要領の改訂等に伴い、市立小学校に新たに教科又は種目が新設される場合（以下「新規採択」という。）
- （2）新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が発行され、教科書採択が必要となる場合（以下「採択替え」という。）
- （3）新規採択及び採択替えに該当せず、直近の新規採択又は採択替えにより採択された教科用図書と同一のものを継続して使用する場合（以下「継続採択」という。）

3 採択に係る組織の設置

- （1）教育委員会は、教科書採択が適正かつ円滑に行えるよう、新規採択又は採択替えの年度ごとに、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- （2）検討委員会は、教科書採択に係る検討が的確かつ円滑に行えるよう、新規採択又は採択替えの年度ごとに、各教科用図書の調査・研究を行う立川市立小学校教科用図書調査研究部会（以下「研究部会」という。）を設置する。
- （3）継続採択の年度においては、必要に応じて検討委員会及び研究部会を設置する。

4 各組織の構成・役割

（1）教育委員会

- ア 関係法令及び通知文書等を確認する。
- イ 検討委員会から提出される報告書を確認及び検討する。
- ウ 各教科の種目ごとに一種の教科用図書を採択（議決）する。
- エ その他教科書採択の事務が適正に行われるための指示を行う。

（2）検討委員会

- ア 5 月 1 日から 8 月 31 日までの間に設置する。
- イ 検討委員会に、委員長と副委員長を置き、これの運営に当たる。
- ウ 検討委員会の委員は、市立小学校長、市立中学校長及び市民の中から教育委員会が委嘱する。ただし、以下の者は、委員となることはできない。

- ① 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等以内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- ⑤ 教科用図書の供給の事業を行なう者及びこれに準ずる者
- ⑥ 上記に掲げる者と実質的に同視される者

エ 検討委員会は、教育委員会の附属機関として、以下の役割を担う。

- ① 関係法令及び通知文書等を確認する。
- ② 教科用図書全般に係る検討を行い、教育委員会に報告書を提出する。
- ③ 研究部会を運営し、提出される調査書の検討を行う。
- ④ その他教育委員会が教科書採択を適正かつ円滑に行うための必要な事項に関することを行う。

（３）研究部会

ア ５月１日から８月３１日までの間に教科書採択を行う教科ごとに設置する。

イ 研究部会に部会長を置き、検討委員会の委員である市立小学校長を充てる。

ウ 研究部会の部会員は、以下に該当する者の中から教育委員会が委嘱する。

- ① 市立小学校長会が、当該教科の指導に熟達していると判断し、その者が所属する市立小学校長の承諾を得て推薦した市立小学校教員
- ② 市立中学校長会が、当該教科の指導に熟達していると判断し、その者が所属する市立中学校長の承諾を得て推薦した市立中学校教員

ただし、以下の者は、部会員となることはできない。

- A 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等以内の親族
- B 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- C 教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- D Cの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- E 教科用図書の供給の事業を行なう者及びこれに準ずる者
- F 上記に掲げる者と実質的に同視される者

エ 研究部会は、検討委員会の附属機関として、以下の役割を担う。

- ① 教科用図書見本本、教科用図書編修趣意書等に基づき、教科用図書についての調査・研究を行う。
- ② 各教科の種目別に教科用図書発行者ごとの調査書を作成し、検討委員会に提出する。
- ③ その他検討委員会の定めた必要な事項を行う。

オ 研究部会の種類及び調査すべき教科用図書は、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会要綱にて別に定める。

５ 研究部会の調査内容及び調査書

(1) 調査内容

- ア 内容の選択（資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性、個人差及び地域差への配慮）
- イ 構成・分量（系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度、分量）
- ウ 表記・表現（文字、語句、語法、文体、記号、式、図形等の一貫性及び明確さ）
- エ 使用上の便宜（自主的・積極的学習、全体の内容構成）

(2) 調査書

研究部会の調査書は、調査内容の詳細を記述する。ただし、教科用図書に対する数値による評価は行わない。

6 検討委員会への市民参加

立川市審議会等委員市民公募要綱等の規定に基づき、以下のとおり、検討委員会の委員として保護者及び市民が参加する。

- (1) 市立小学校PTA連合会の推薦委員 2人以内
- (2) 公募による市民委員 2人以内

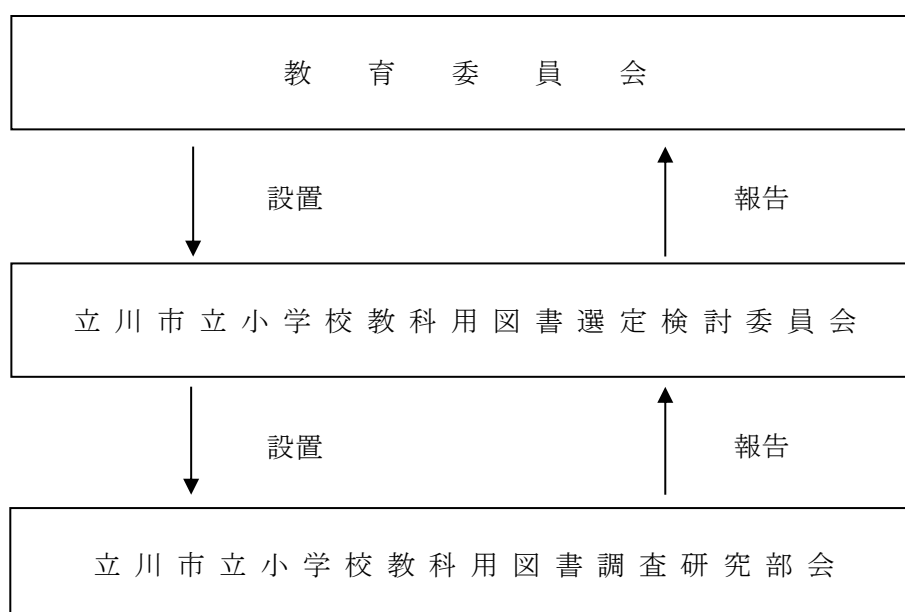
7 教科用図書見本本の展示

- (1) 教科用図書の見本本を立川市役所本庁舎、中央図書館等において一定期間展示する。
- (2) 展示期間については、別に定める。

8 教科書採択に係る文書の公開

- (1) 検討委員会及び研究部会の開催日、構成員、報告書、会議録等は、教育委員会が教科書採択を議決した後でなければ公開しない。
- (2) 教育委員会は、教科書採択の議決後、教科用図書及び採択理由を公表する。

9 組織図



一部改正

平成 16 年 4 月 22 日 立川市教育委員会決定
平成 20 年 7 月 10 日 立川市教育委員会決定
平成 26 年 4 月 17 日 立川市教育委員会決定
平成 29 年 3 月 9 日 立川市教育委員会決定
平成 31 年 3 月 19 日 立川市教育委員会決定